

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進関係事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、健康増進関係事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事業事務
②事務の概要	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 - 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 ・健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法第19条第8号に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
検診対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表項番111
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> ☒ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（個人情報の提供の制限）（別表における情報照会の根拠） ・別表項番111（別表における情報提供の根拠） ・別表項番111
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	安来市職員研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月14日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅰ 5.評価実施機関における 担当部署②所属長	いきいき健康課 竹内妙子	いきいき健康課 原香代子	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 5.評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	いきいき健康課 原香代子	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 7.特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930番 地1 健康福祉部いきいき健康課 電話:0854-23- 3220	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広 瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務②事務の概要	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の 管理、統計報告資料の作成、データ分析の処 理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象 者把握	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の 管理、統計報告資料の作成、データ分析の処 理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象 者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四 条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮 頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 なら びに内閣府・総務省令第54条	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第54条	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携①実施 の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠		【情報照会・提供】 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第50条	事前	
令和5年8月15日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	事後	
令和5年8月15日	Ⅰ 2.特定個人情報ファイル 名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	検診対象者ファイル	事後	
令和5年8月15日	Ⅰ 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第54条	番号法第9条第1項別表第一項番76	事後	
令和5年8月15日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠	【情報照会・提供】 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第50条	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制 限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二項番102の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二項番102の2	事後	
令和5年8月15日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和5年8月15日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和6年7月10日	Ⅰ 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一項番76	番号法第9条第1項別表項番111	事後	
令和6年7月10日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制 限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二項番102の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二項番102の2	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制 限) (別表における情報照会の根拠) ・別表項番111 (別表における情報提供の根拠) ・別表項番111	事後	
令和7年7月16日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年6月2日	令和7年6月3日	事後	
令和7年7月16日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年6月2日	令和7年6月3日	事後	
令和7年7月16日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	(新設項目)	○	事後	
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策	(新設項目)	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年7月16日	Ⅳ 11. 最も優先順位が高い と考えられる対策 当該対策 は十分か	(新設項目)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新設項目)	安来市職員研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分にを行っている」と考えられる。	事後	
令和8年8月3日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日	令和8年7月2日	事後	
令和8年8月3日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日	令和8年7月2日	事後	
令和8年8月3日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診 健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法第19条第8号に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和8年8月3日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	